西原小Ｐ発９号
令和３年５月吉日

ＰＴＡ会員　各位

西原小学校ＰＴＡ
ＰＴＡ会長　新崎　盛信
（公印省略）

令和３年度ＰＴＡ定期総会について

平素より、本校ＰＴＡ活動にご参加・ご尽力いただき、誠に有難うございます。

本来５月に定期総会を開催する予定でございましたが、今般の「新型コロナウイルス」感染拡大防止の一環である大人数の集会等の開催自粛要請を踏まえ検討を重ねた結果、通常通りの定期総会を中止し書面議決の方法で行う事となりました。

つきましては、本校ホームページより「令和３年度定期総会」をご確認いただき、内容に異議や修正等がございましたら、別紙「異議・修正申出書」を５月31日（月）までに提出の方お願い致します。なお、期限までに提出がない場合は、同意したものとみなさせてもらいます。

【お問い合わせ先】
西原小学校ＰＴＡ　事務：玉那覇
（月・水・金/１０時～１６時）
TEL：（０９８－９４５－２４０２）

異議・修正申出書

令和３年度定期総会資料の内容について、異議・修正があるので、下記の通り申し出ます。

・異議・修正内容

令和　３年　月　　日

氏名

※異議・修正がある場合は　５月 31 日（月）までに提出して下さい。

担任へ提出　――→　PTA 事務（玉那覇）

令和３年度

Ｐ　Ｔ　Ａ　総　会

西原町立西原小学校PTA

令和3年　5月
西原町立西原小学校

PTAの歌

昭　和　26　年
PTA全国協議会選定
春日紅路　作詞
西条八十　補作
古関裕而　作曲

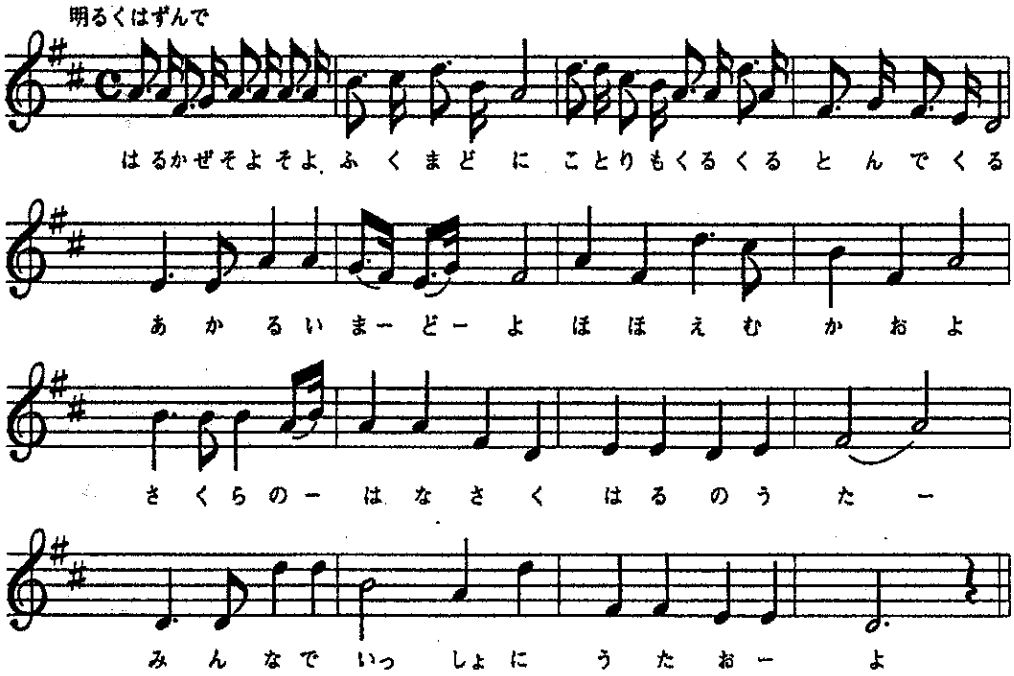

PTAの歌

一、春風そよそよ　吹く窓に
小鳥もくるくる　とんで来る
明るい窓よ　ほほえむ顔よ
さくらの花咲く　春の唄
みんなでいっしょに　うたおうよ

二、みどりに輝く　学校が
明るい家庭を　よんでいる
希望の町よ　希望の村よ
文化の光に　手をのべて
子供といっしょに　進もうよ

三、あふれる力に　健康に
子供が呼んでいる　おどってる
みのりの秋よ　もみじの丘よ
こころも楽しい　ハイキング
子供といっしょに　おどろうよ

四、世界を結んだ大空に
ひびいて子供の　胸が鳴る
あしたの鐘よ　夕べの鐘よ
平和で住みよい　日本を
みんなでいっしょに　つくろうよ

令和３年度　西原小学校ＰＴＡ総会

会　順

西原町立西原小学校

・議案審議

1　令和２年度　活動経過報告

2　令和２年度　決算報告
　　令和２年度　会計監査報告

3　令和３年度　新年度役員（案）

4　令和３年度　活動計画（案）

5　令和３年度　予算（案）

議案第1号　　令和2年度　西原小学校PTA活動経過報告

令和2年度	活　動　内　容
4月16日	西原小学校PTA会計監査実施
5月22日	第1回　役員会の開催
6月16日	第2回　役員会の開催
7月4日	第1回　PTA作業(環境整備委員・役員のみ)
7月16日	運営委員会(各委員会の年間計画・各学年話し合い)
9月19日	土作り作業(役員のみ)
9月24日	第3回　役員会開催(第2回美化作業・運動会について)
10月21日	ベルマーク仕分け作業(文化教養委員)
10月24日	第2回　PTA作業(幼・1・3・5学年会員)
10月30日	運動会準備(救護用テント等固定)
11月1日	運動会
11月5日	避難訓練(幼・1年のみ経路確認)
1月14日	6学年世話役会開催
1月22日	第3回役員会開催
2月16日	4学年世話役会開催
2月17日	ベルマーク仕分け作業(文化教養委員)
3月3日	ベルマーク仕分け作業(文化教養委員)
3月11日	第1回　家庭教育学級開催(文化教養委員)
3月12日	4学年世話役包装作業
3月25日	第4回役員会開催

会長	会計

令和 2年度　西原小学校ＰＴＡ決算書

(自)令和 2年 4月 1日 (至)令和 3年 3月31日

1. 収入総額　3,363,281 円
2. 支出総額　2,719,633 円
3. 差引残高　643,648 円

西原小学校ＰＴＡ

(単位: 円) △減

1. 収入の部

勘定科目 款	項	目	予算現額 当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正		予算合計	収入済額	差引額	%	説明
1. 収入			3,686,170	0	0	0		3,686,170	3,363,281	△322,889	91%	
	1. 会費		2,876,400	0	0	0		2,876,400	2,456,500	△419,900	85%	会費450円×10か月×会員数 基金50円×10ヶ月×会員数
	2. 寄附金		1,000	0	0	0		1,000	100,000	99,000	****	前校長（宇都宮幸雄先生）より
	3. 事業収入		1,000	0	0	0		1,000	0	△1,000	0%	
	4. 雑収入		1,000	0	0	0		1,000	11	△989	1%	利息
	5. 繰越金		806,770	0	0	0		806,770	806,770	0	100%	
合計			3,686,170	0	0	0		3,686,170	3,363,281	△322,889	91%	

令和 2年度　西原小学校ＰＴＡ決算書

西原小学校ＰＴＡ

2．支出の部

（単位：円）△減

勘定科目 款	項	目	予算現額 当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正	流用充用	予算合計	支出済額	差引額	%	説明
1. 支出			3,686,170	0	0	0	0	3,686,170	2,719,633	966,537	73%	
	1. 会議費		135,000	0	0	0	0	135,000	69,822	65,178	51%	
		1. 総会費	10,000	0	0	0	0	10,000	9,512	488	95%	PTA総会経費
		2. 運営委員会費	15,000	0	0	0	0	15,000	1,238	13,762	8%	会議費
		3. 企画委員会費	10,000	0	0	0	0	10,000	4,765	5,235	47%	会議費
		4. 歓送迎会費	100,000	0	0	0	0	100,000	54,307	45,693	54%	退職、離任の先生へ花束代等
	2. 需用費		112,000	0	0	0	22,000	134,000	126,544	7,456	94%	
		1. 消耗品費	80,000	0	0	0	10,000	90,000	87,394	2,606	97%	用紙代、インク代、消毒用アルコール コロナ対策用マスク、その他消耗品
		2. 印刷費	18,000	0	0	0	0	18,000	15,400	2,600	85%	徴収袋印刷代
		3. 通信費	12,000	0	0	0	0	12,000	11,320	680	94%	会計システム年間保守料、切手代
		4. 備品購入費	1,000	0	0	0	12,000	13,000	12,430	570	95%	パソコン　セキュリティーソフト代
		5. ＰＴＡ文庫費	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0%	
	3. 事務費		947,000	0	0	0	90,000	1,037,000	1,034,554	2,446	99%	
		1. 会計手当	900,000	0	0	0	90,000	990,000	990,000	0	100%	60,000×3ヶ月分 60,000×3ヶ月分、70,000×9ヶ月分
		2. 交通費	15,000	0	0	0	0	15,000	15,000	0	100%	
		3. 雇用保険	12,000	0	0	0	0	12,000	9,554	2,446	79%	
		4. 退職慰労積立金	20,000	0	0	0	0	20,000	20,000	0	100%	
	4. 分担金		196,000	0	0	0	0	196,000	159,750	36,250	81%	
		1. 県Ｐ・町Ｐ分担金	180,000	0	0	0	0	180,000	152,750	27,250	84%	県P・中P・町P連分担金
		2. 学校分担金	16,000	0	0	0	0	16,000	7,000	9,000	43%	中頭地区小学校音楽研究会加盟費 学校図書協議会分担金
	5. 視察研修費		150,000	0	0	0	0	150,000	8,000	142,000	5%	
		1. 視察研修費	150,000	0	0	0	0	150,000	8,000	142,000	5%	県PTA島尻大会参加費
	6. 専門委員会費		420,000	0	0	0	171,896	591,896	357,978	233,918	60%	
		1. 文化教養委員会費	30,000	0	0	0	0	30,000	8,345	21,655	27%	童話お話お話会運営費 ベルマーク活動費
		2. 地域委員会費	60,000	0	0	0	0	60,000	37,578	22,422	62%	運動会経費 立哨旗

西原小学校ＰＴＡ

2．支出の部

（単位：円）△減

勘定科目 款	項	目	予算現額 当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正	流用充用	予算合計	支出済額	差引額	%	説明
		3. 広報委員会費	200,000	0	0	0	0	200,000	20,159	179,841	10%	卒業生へスライドショー作成（DVD）
		4. 環境整備委員会費	120,000	0	0	0	171,896	291,896	291,896	0	100%	PTA環境整備作業経費 草刈り機燃料代等 大木伐採の為重機等レンタル代 バッテリーチェンソー、バッテリー草刈機代
		5. 企画委員会費	10,000	0	0	0	0	10,000	0	10,000	0%	
	7. 学年学級世話役会費		350,000	0	0	0	0	350,000	336,704	13,296	96%	卒業生へ卒業記念品等 1～5年生は文具セット等購入
		1. 学年学級世話役会費	350,000	0	0	0	0	350,000	336,704	13,296	96%	
	8. 福祉厚生費		220,000	0	0	0	0	220,000	185,090	34,910	84%	
		1. 会員厚生費	100,000	0	0	0	0	100,000	85,090	14,910	85%	PTA安全委員会費 香典代
		2. 児童福祉費	120,000	0	0	0	0	120,000	100,000	20,000	83%	部活動助成金（9団体） 読み聞かせサークルティンカーベル
	9. 学校協力費		220,000	0	0	0	0	220,000	194,141	25,859	88%	
		1. 学校協力費	220,000	0	0	0	0	220,000	194,141	25,859	88%	音楽鑑賞費80円×581人 入学式リボン
	10. ＰＴＡ基金繰出金		288,640	0	0	0	0	288,640	241,750	46,890	83%	
		1. ＰＴＡ基金繰出金	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0%	
		2. 記念事業基金繰出金	287,640	0	0	0	0	287,640	241,750	45,890	84%	
	11. 予備費		647,530	0	0	0	△283,896	363,634	5,300	358,334	1%	未処理分基金
		1. 予備費	647,530	0	0	0	△283,896	363,634	5,300	358,334	1%	ノートパソコン修理費
合計			3,686,170	0	0	0	0	3,686,170	2,719,633	966,537	73%	

令和 2年度　特別会計（ＰＴＡ基金）決算書

(自)令和 2年 4月 1日 (至)令和 3年 3月31日

1. 収入総額　464,899 円
2. 支出総額　5,000 円
3. 差引残高　459,899 円

西原小学校ＰＴＡ

1．収入の部

（単位：円）△減

勘定科目 款	項	目	予算現額 当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正		予算合計	収入済額	差引額	%	説明
1. 収入			464,897	0	0	0		464,897	464,899	2	100%	
	1. 前年度繰越金		464,897	0	0	0		464,897	464,897	0	100%	
	2. 繰入金		0	0	0	0		0	0	0		
	3. 利息		0	0	0	0		0	2	2		
合計			464,897	0	0	0		464,897	464,899	2	100%	

令和 2年度　特別会計（ＰＴＡ基金）決算書

西原小学校ＰＴＡ

（単位：円）△減

2．支出の部

勘定科目		予算現額						支出済額	差引額	%	説明
款	項　目	当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正	流用充用	予算合計				
1. 支出		0	0	0	0	0	0	5,000	△5,000		
	1. スポーツ系派遣費	0	0	0	0	0	0	5,000	△5,000		卓球
	2. 文化系派遣費	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3. その他	0	0	0	0	0	0	0	0		
合　計		0	0	0	0	0	0	5,000	△5,000		

令和 2年度　特別会計（記念事業積立基金）決算書

(自)令和 2年 4月 1日 (至)令和 3年 3月31日

1. 収入総額　2,322,018 円
2. 支出総額　0 円
3. 差引残高　2,322,018 円

西原小学校ＰＴＡ

1. 収入の部

（単位：円）△減

勘定科目 款	項	目	予算現額 当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正		予算合計	収入済額	差引額	%	説明
1. 収入			2,078,750	0	0	0		2,078,750	2,322,018	243,268	111%	
	1. 前年度までの積立金		2,078,750	0	0	0		2,078,750	2,078,750	0	100%	50円×10ヶ月×会員数
	2. 当年度積立金		0	0	0	0		0	243,250	243,250		前年度分未処理分基金（1,500円） 50円×10ヶ月×会員数
	3. 利息		0	0	0	0		0	18	18		
合計			2,078,750	0	0	0		2,078,750	2,322,018	243,268	111%	

令和 2年度　特別会計（記念事業積立基金）決算書

西原小学校ＰＴＡ

2．支出の部

（単位：円）△減

勘定科目			予算現額						支出済額	差引額	%	説明
款	項	目	当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正	流用充用	予算合計				
1.支出			0	0	0	0	0	0	0	0		
	1.○○費		0	0	0	0	0	0	0	0		
合計			0	0	0	0	0	0	0	0		

令和 2年度　特別会計（退職慰労積立金）決算書

（自）令和 2年 4月 1日 （至）令和 3年 3月31日

1. 収入総額　40,020 円
2. 支出総額　20,000 円
3. 差引残高　20,020 円

西原小学校ＰＴＡ

1．収入の部

（単位：円）△減

勘定科目 款	項	目	予算現額 当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正		予算合計	収入済額	差引額	%	説明
1. 収入			20,020	0	0	0		20,020	40,020	20,000	199%	
	1. 前年度までの積立金		20,020	0	0	0		20,020	20,020	0	100%	
	2. 当年度積立金		0	0	0	0		0	20,000	20,000		
	3. 利息		0	0	0	0		0	0	0		
合計			20,020	0	0	0		20,020	40,020	20,000	199%	

令和 2年度　特別会計（退職慰労積立金）決算書

西原小学校ＰＴＡ

（単位：円）△減

2．支出の部

勘定科目	予算現額						支出済額	差引額	%	説明
款 項 目	当初予算額	一次補正	二次補正	三次補正	流用充用	予算合計				
1.支出	0	0	0	0	0	0	20,000	△20,000		
1.ＰＴＡ事務退職慰労積立金	0	0	0	0	0	0	20,000	△20,000		赤嶺　弘子（令和元年4月～令和2年6月）
合　計	0	0	0	0	0	0	20,000	△20,000		

令和２年度　会計監査報告

令和２年度の収支決算について、令和３年４月１９日（月）に担当職員立ち会いのうえ、西原小学校ＰＴＡ会則第９条に基づき会計監査を実施いたしました。
実施にあたっては、関係諸帳簿、会計諸証憑等照合のうえ、事務担当者の説明を聞いて詳細に監査をいたしました。その結果の所見は、下記のとおりです。

記

会計の執行状況並びに事務処理は、適正に処理されていることを認めます。

期日　令和３年４月１９日
場所　西原小学校ＰＴＡルーム

監査員　崎間 香織

監査員　浜門 麻紀

西原小学校ＰＴＡ
会長　新崎　盛信　殿

令和３年度　西原小学校PTA役員（案）

会　長　　安慶名　栄樹

副会長　　新崎　盛信

副会長　　呉屋　伸

副会長　　新垣　恒弥

副会長　　ウィニングハム幸子

顧　問　　大庭　真由美（校長）

事務局　　伊地　保裕（教頭）

文化教養委員会　委員長　平　千尋　・(副) 前底　万里子

地域委員会　　委員長　具志　直人・(副) 儀間　駿太郎・玉城　良

広報委員会　　委員長　荒井　良平・(副) 宮平　正史

環境整備委員会　委員長　赤田　優治・(副) 比嘉　良磨

書記・会計　　玉那覇　里美

会計監査委員　　崎間　香織

会計監査委員　　浜門　麻紀

令和3年度　西原小学校PTA活動計画(案)

活動内容			
	学校行事	西原小学校PTA	県P・中P・町P・東中など
4月	7日 小学校始業式 8日 小学校入学式 9日 幼稚園入園式 20日 家庭訪問(～26日) 23日 春の遠足	19日 PTA監査 (令和2年度会計監査)	5日 町PTA監査 (令和2年度会計監査)
5月	6日 新体力テスト(～28日) 20日 プール開き 21日 1年生を迎える会	10日 第1回 運営委員会 15日 第1回PTA作業 (1・3・5年) ※6月5日(土)延期 西小PTA総会	15日 町P総会 29日 中P総会
6月	11日 体験学習(5年生) 22日 学習参観日 23日 慰霊の日	三役会 企画委員会 調査広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会	5日 県P総会 第1回 ニコッと笑顔であいさつ声かけ運動
7月	2日 修学旅行(6年生) 3日 〃 5日 6年生修学旅行振替休日 15日 学校保健員会 20日 1学期前半終了日 21日 夏休み(～8/24日) 26日 個人面談(～27日)	夏休み夜間巡回指導 (校外指導 毎週金曜日) 三役会 企画委員会 広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会	PTAスポーツ交流大会 夏休み夜間巡回指導 (校外指導 毎週金曜日) 町青少年健全育成街頭パレード(地域委員会)

令和3年度　西原小学校PTA活動計画（案）

活動内容			
	学校行事	西原小学校PTA	県P・中P・町Pなど
8月	25日　1学期後半開始日	夏休み夜間巡回指導 （校外指導　毎週金曜日） 三役会 企画委員会 調査広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会	21日　日P・九P北九州大会（全大会）
9月	2日　学習参観日 17日　社会見学（1～4年生）	三役会 企画委員会 広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会 日　校内童話お話大会	25日　西原東中学校　体育祭 第2回　ニコッと笑顔であいさつ声かけ運動
10月	8日　1学期終業式 9日　秋休み（～13日） 14日　2学期始業式 31日　運動会	三役会 企画委員会 広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会 運営委員会 PTA新聞「あさめ」発行 16日　第2回PTA作業（全学年）	1日　西原町童話お話大会（中央公民館）
11月	5日　総合避難訓練 17日　学習参観日	三役会 企画委員会 広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会 運営委員会	13日　中頭地区童話お話大会（沖縄市）

令和3年度　西原小学校PTA活動計画(案)

活動内容			
	学校行事	西原小学校PTA	県P・中P・町Pなど
12月	12日 学習発表会 日 幼稚園生活発表会 24日 2学期前半終了日 25日 冬休み(～1/4日)	三役会 企画委員会 広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会 PTA新聞「うんたま号外」発行	1 日 県童話・お話大会(嘉手納町)
1月	5日 2学期後半開始日 14日 学習参観日 17日 中学校区6年生授業参観 21日 新1年生入学説明会	三役会 企画委員会 広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会	町成人式巡回指導 23日 県PTA那覇地区大会 第3回 ニコッと笑顔であいさつ声かけ運動
2月	5日 休日学習参観日 (西原町教育の日) 学校保健委員会	三役会 企画委員会 広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会 運営委員会 19日 PTA美化作業(2・4・6年)	4日 西原東中学校 オリエンテーション
3月	4日 6年生を送る会 日 幼稚園卒園式 18日 卒業式 23日 修了式・離任式	三役会 企画委員会 広報委員会 地域委員会 環境整備委員会 文化教養委員会 運営委員会 PTA新聞「あさめ」発行	12日 西原東中学校卒業式

令和 3年度　西原小学校ＰＴＡ予算

西原小学校ＰＴＡ
（単位：円）△減

2．支出の部

勘定科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
	8. 福祉厚生費		220,000	220,000	0	
		1. 会員厚生費	100,000	100,000	0	会員、準会員災害保険代、慶弔費
		2. 児童福祉費	120,000	120,000	0	部活動、ティンカーベル活動助成費、5学年宿泊学習時のおやつ代
	9. 学校協力費		220,000	220,000	0	
		1. 学校協力費	220,000	220,000	0	入学式、運動会等報償費、幼．小図書購入費
	10. ＰＴＡ基金繰出金		273,976	288,640	△14,664	
		1. ＰＴＡ基金繰出金	1,000	1,000	0	
		2. 記念事業基金繰出金	272,976	287,640	△14,664	484名×50円×12ヶ月×0.94
	11. 予備費		388,932	647,530	△258,598	
		1. 予備費	388,932	647,530	△258,598	
合計			3,374,408	3,686,170	△311,762	

令和 3年度　西原小学校ＰＴＡ予算

2．支出の部

西原小学校ＰＴＡ

（単位：円）△減

勘定科目 款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	増　減	説　　明
1. 支出	3,374,408	3,686,170	△311,762	
1. 会議費	135,000	135,000	0	
1. 総会費	10,000	10,000	0	西原小学校ＰＴＡ総会、町Ｐ連総会
2. 運営委員会費	15,000	15,000	0	会議費
3. 企画委員会費	10,000	10,000	0	会議費
4. 歓送迎会費	100,000	100,000	0	歓送迎会交流費、離任式記念品・花束代
2. 需用費	111,000	112,000	△1,000	
1. 消耗品費	80,000	80,000	0	事務用品、コピー用紙・インク代、徴収袋
2. 印刷費	18,000	18,000	0	徴収袋印刷代
3. 通信費	12,000	12,000	0	切手代、会計ソフト年間費
4. 備品購入費	1,000	1,000	0	
5. ＰＴＡ文庫費	0	1,000	△1,000	
3. 事務費	887,000	947,000	△60,000	
1. 会計手当	840,000	900,000	△60,000	70,000円×12ヶ月
2. 交通費	15,000	15,000	0	
3. 雇用保険	12,000	12,000	0	
4. 退職慰労積立金	20,000	20,000	0	
4. 分担金	218,500	196,000	22,500	
1. 県Ｐ・町Ｐ分担金	202,500	180,000	22,500	県Ｐ（¥175）中Ｐ（¥30）町Ｐ（¥200）連　分担金×世帯数
2. 学校分担金	16,000	16,000	0	図書、理科分担金（児童作品展等）　ブロック音楽発表会参加費
5. 視察研修費	150,000	150,000	0	
1. 視察研修費	150,000	150,000	0	日Ｐ．九Ｐ．町Ｐ．役員研修会費
6. 専門委員会費	420,000	420,000	0	
1. 文化教養委員会費	30,000	30,000	0	家庭教育学級、校内、町童話お話大会
2. 地域委員会費	60,000	60,000	0	立哨旗、救命救急講習会、町Ｐスポーツ交流会、運動会等
3. 広報委員会費	200,000	200,000	0	ＰＴＡ新聞あさめ印刷代
4. 環境整備委員会費	120,000	120,000	0	ＰＴＡ作業（苗、土、肥料購入費）（茶菓子、お茶等）
5. 企画委員会費	10,000	10,000	0	ＰＴＡルームの材料費（ガムテープ、色画用紙等）
7. 学年学級世話役会費	350,000	350,000	0	
1. 学年学級世話役会費	350,000	350,000	0	7学年×40,000円＝280,000、卒業式60,000円、特支10,000円

令和 3年度　西原小学校ＰＴＡ予算

(自)令和 3年 4月 1日 (至)令和 4年 3月31日

1. 収入総額　3,374,408 円
2. 支出総額　3,374,408 円
3. 差引残高　0 円

西原小学校ＰＴＡ

(単位: 円) △減

1. 収入の部

勘定科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
1. 収入			3,374,408	3,686,170	△311,762	
	1. 会費		2,729,760	2,876,400	△146,640	PTA会費　500円×12ヶ月×0.94×会員数 (484)
	2. 寄附金		1,000	1,000	0	
	3. 事業収入		0	1,000	△1,000	
	4. 雑収入		0	1,000	△1,000	利息
	5. 繰越金		643,648	806,770	△163,122	
合計			3,374,408	3,686,170	△311,762	

西原小学校PTA会則

第1章　総則

第1条　名称

本会は、「西原小学校PTA」という。

第2条　事務所

本会は、事務所を西原町立西原小学校に置く。

第3条　目的

本会は、以下を目的として活動する。

第1項　園児児童の教育環境の向上

学校や地域において、児童に影響のある決定をすることができる組織、団体、個人に対し、児童に代わって発言し、その意思を支える。

第2項　教育への理解

保護者が園児児童を守り育てるために必要な努力や向上に対し支援する。

第3項　信頼関係の構築

学校内外での、保護者と教師、地域社会とのより良い関係を促進する。

第4条　活動

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 園児児童の自主独立の手助けをする。
2. 保護者が園児児童の教育を進めるにあたり抱える問題を把握し、その支援をする。
3. 学校や地域社会の行事に積極的に協力し、保護者、園児児童、教師との親睦と融和を図る。

4. 学校、家庭、地域社会の教育力向上に効果のある施策をする。

5. その他、目的達成に関する活動を行う。

第5条　方針と基準

本会は教育を本旨とする自主的民主的団体として活動し、その活動を公正にするために、次の事項を遵守する。

1. 本会は非宗教宗派的、非政党的、非営利団体である。

2. 本会および本会の役員、委員または会員は、その名称を用いて、本会の使命・活動以外のことを主たる目的とする他の団体もしくは事業に関係を持たない。また、その名称を用いて勧誘活動を行わない。

第2章　会員

第6条　会員資格

本会の会員は次の通りとする。

1. 西原幼稚園と西原小学校に在籍する園児、児童の保護者。

2. 西原幼稚園と西原小学校に勤務する者。

3. 本会の目的に賛同し、支援する者。

第7条　義務・努力

1. 本会の会員は、会費を収める者とする。

2. 本会の会員は、会員期間中に一度以上役員を務めることを努力する(一人一役)。

第3章　会計

第8条　経費

本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他収入より支弁する。

第9条　会計監査

本会の決算は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第10条　会計年度

本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

第4章会則

第11条　会員構成

本会は会員、委員、役員をもって構成する。

第12条　組織分類

本会は、総会、専門委員会、役員会を置く。

第13条　総会

総会は全会員をもって構成する。

第14条　専門委員会

専門委員会は以下のとおりとする。

1. 地域委員会
2. 文化教養委員会

3. 環境整備委員会

4. 広報委員会

5. 企画委員会

各委員回は委員長1名、副委員長1名以上選出する。各委員長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

1. 地域委員会

- 学校内外で、会員と地域と連携し園児児童の教育環境の改善に努める。
- 学校内外で、会員の親睦を図る。
- 地域の交通安全に関すること。
- スポーツ行事等に関すること。
- 保健安全等に関すること。

2. 文化教養委員会

- 会員が園児児童を守り育てるために必要な教養を身につけるための支援を行う。
- 学校の文化的行事への協力を行う。
- 文化教養等に関すること。

3. 環境整備委員会

- 学校及び校区の教育的環境の改善に努める。
- 学校の校内美化等に関すること。

4.　広報委員会

- PTA及び学校行事の記録を撮る。
- 本会の活動を紹介する。
- 本会の広報活動に関すること。

5.　企画委員会(役員会)

- 各員委員会と連携し、本会の運営全般に関することを担う。
- 年間活動計画の立案。
- 予算構成、決算書の作成。
- 会則等の立案。
- PTA 活動全般の審議決定。
- その他、他委員会に属さない事項を取り扱う。
- 会長、副会長、顧問は本委員会に属し、役員会と位置付ける。
- 本委員会は委員長に本会の副会長を1名当て兼務する。
- 委員長は必要に応じて、その他専門委員会委員長などを招集することができる。

第15条　特別な委員会の設置

会長は、必要に応じ、運営委員会の審議を経て、特別委員会を設置することができる。

第16条　役員および事務職員

本会は以下の役員を置く。また、役員の役割は次の通りである。

1.　会長 (1名、保護者)

本会の代表。役員会、運営委員会を招集し、会議を運営

2. 副会長(2～5名、保護者)

会長および各専門委員会の補佐役。1名は企画委員長を兼ねる。

3. 顧問(1名、校長)

学校を代表し、役員会に助言を与へ、PTA 活動のスムーズな運営を図る。

4. 事務局(1名、教頭)

PTA と学校との調整等の実務を担う。

5. 会計監査委員(2名)

本会の会計を監査し、総会で報告する。ただし、他の役員、委員を兼務することはできない。

6. 事務職員(1名)

本会の庶務会計を担当する。

第17条　任期

各役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。また、事務職員の任期は 2 年とし、最大で5年の更新を可能とする。また、補充の際は前任者の在任期間とする。

第18条　その他委員長等

1. 専門委員会正副委員長

各専門委員会の正副委員長。専門委員会活動をけん引する。委員長を1名、副委員長を

1名以上置く。

2. 学年世話役代表

幼稚園、1～6 年の各学年の世話役代表。各学年行事等をけん引する。保護者から2名以上、教師から1名置く。

3. 学級世話役代表

各学級の世話役代表。学級行事等をけん引し、学年行事に協力する。2名以上置く。

第19条　役員等の選出

1. 会長は運営委員会の推薦によって、総会の承認をうける。
2. 副会長、会計（事務職員）は会長が推薦し運営委員会の承認をうける。
3. 会計監査委員は会長が推薦し、運営委員会の承認をうける。但し、他の役職を兼ねることはできない。
4. 専門委員長は、会長が推薦し運営委員会の承認をうける。但し、副委員長は2名とし保護者と教師があたる。
5. 学年世話役代表は、各学年で互選する。
6. 学級世話役代表は各学級PTAで互選する。
7. 総会における正副議長は運営委員会でそのつど選出する。
8. 顧問は学校長が担う。また、必要に応じて若干名置くことができるとし、会長が推薦し、運営委員会の承認をうける。

第5章　会議

第20条　会議の種類

会議は次の会議を持つことにする。

- 総会
- 運営委員会
- 各専門委員会
- 学年世話役会
- 学級世話役会
- 特別委員会

第21条　総会

1. 総会は本会の最高の議決機関である。
2. 全会員で構成され毎年1回開催する。5月末日までに開催する。
3. 但し、必要に応じて臨時に開く事ができる。臨時総会を開催する際には、開催について、運営委員会に諮る。
4. 出席者の過半数の賛成を得て、決議できる。

第22条　総会は次の事項を行う。

1. 活動報告、決算の承認
2. 活動計画と予算の承認
3. 役員の承認
4. 会則の改廃
5. その他本会運営の重要事項の決定

第23条　運営委員会

1.　運営委員会は、総会につぐ機関である。

2.　必要に応じて召集され、本会の重要事項を審議する。

3.　また、急を要するときは、総会に代わって決定することができる。

第24条　運営委員会は次の事項を審議する。

1.　総会に提出する議案を審議し調整する。

2.　会員および各委員会から提出された重要事項の審議と決定。

3.　学校から提出された重要事項の審議と決定。

4.　その他本会運営の重要事項の協議。

第25条　細則の制定または改廃

本会の運営に関し必要な規定および細則はこの会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。運営委員会は規定および細則を制定又は改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第26条　専門委員会

各専門委員会は専門委員をもって構成する。

第27条　学年世話役会

1.　学年世話役会は、同学年の学級世話役代表で構成し、学年PTAは同学年の会員で構成する。

2.　同学年における諸活動計画を立案し、実施する。

3.　世話役代表が必要に応じて召集し、司会にあたる。

第28条　学級世話役会

1.　学級世話役会は園児児童が所属する各学級単位で行う。

2.　園児児童の保護者会員で構成する。

3.　学級PTA及び学級児童に関する諸事項を協議し活動する。

4.　学級世話役会は必要に応じて世話役代表が召集する。学級世話役代表が司会にあたる。

第29条　特別委員会

1.　本会の目的達成のために「特別委員会」を設置することができる。但し、運営委員会の議決が必要である。

第6章　会計庶務

第30条　会費

1.　会費は1会員あたり月額500円とする。

2.　但し、内月額50円は記念事業基金積立金とする。

第31条　特別会計

本会に必要に応じて特別会計を設けることができる。但し運営委員会の議決が必要である。

第32条　書類等の保管

1.　本会に次の帳簿を置く。但し、次の区分に従って保存する。

2.　保存期間は帳簿閉鎖の翌年度からこれを起算する。

(1)会則(永久)　(2)会員名簿(永久)　(3)会議録(7年)　(4)会計簿(10年)　(5)会費帳簿(7年)　(6)備品台帳(永久)　(7)役員名簿(永久)　(8)予算書(永久)　(9)証書綴り(7年)　(10)文書綴り(7年)　(11)受理発送簿(7年)　(12)決算書(永久)　(13)事業計画書(永久)　(14)その他必要な帳簿(7年)

附則　本会の会則は昭和50年5月31日より執行する。

(同年同月日で前会則を前面改正する)

昭和51年4月17日　一部改正(第5条)

昭和52年4月23年　一部改正(第7条)

昭和53年5月6日　一部改正(第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第21条)

昭和54年5月17日　一部改正(第7条、第10条の2)

昭和57年4月24日　一部改正(第17条)

昭和58年4月30日　一部改正(第7条)

平成6年4月1日　一部改正(第17条)

平成13年4月27日　一部改正(第13条)

平成15年4月25日　一部改正(第17条)

平成17年5月15日　一部改正(第5条、第13条)

平成22年5月8日　一部改正(第5条、第7条、第17条)

平成23年5月15日　一部改正(第13条)

平成24年5月13日　一部改正(第9条)

本会の会則は平成28年5月13日より施行する。

(同年同月日で前会則を前面改正する)

令和2年5月24日　一部改正(第17条)

西原小学校ＰＴＡ基金運用規定

（名称）
第１条　この基金は、西原小ＰＴＡ基金以下「基金」という。

（目的）
第２条　この基金は、西原幼稚園、小学校園児・児童・生徒の教育環境の向上および西原小学校ＰＴＡの活性化を図る目的とする。

（事業目的）
第３条　この基金により、次の事業を行うことができる。
① うんたま祭りの運営活動
② 西原幼稚園、小学校園児・児童・生徒の健全育成のための活動奨励
③ ＰＴＡの質的向上に資する講演会等の開催および調査研究
④ その他、西原小学校ＰＴＡ運営委員会において決定する事項

（収入）
第４条　この基金の原資はうんたま祭りの収益をもって充てるものとする。
① 基金はＰＴＡ会長名義の預金口座を作成し、ＰＴＡ事務が管理する。

（支出）
第５条　支出金額は該当事業に必要な金額を企画委員会において予算立てし、運営委員会において決定する。以下、支出にあたり制限を設ける。
① 活動奨励に関する支出は１団体あたり年間５０００円を上限とする
② 活動奨励に該当するものは、西原小学校の児童であること、かつ西原小学校を活動拠点にしている個人、団体とする
③ 支出の際は、前項の決定に基づき運営委員会で決定後に支出する。また、支出の報告は直近の総会において、会員に報告する。

（協議）
第６条　この規定によらない事項が発生した場合は企画委員会で協議し、運営委員会において決
定する。

（規約の改廃）
第７条　本規定は、西原小学校ＰＴＡ総会において改廃することができる。

附　則　この規定は平成２９年５月１２日より施行する。

「西原小学校PTAうんたま祭り基金要項」

1．名 称

名称は、「西原小学校PTAうんたま祭り基金（以下「基金」という）」とする。

※うんたま祭りとは、毎年11月に開催する西原小学校PTAのバザーである。

2．目 的

う　おける教育環境の向上に関する活動んたま祭りは西原小学校・西原幼稚園の園児児童の教育環境の向上（西原小学校PTA会則3条1項）を目的に開催するバザーである。バザーで得た収益を上記目的に沿って支出し、園児児童の教育環境の向上に努める。

3．事業内容

（1）バザーの開催（例年11月に開催）

（2）バザー収益金のによ園児児童の教育環境向上にかかる事業への支援

（3）その他目的に沿った事業

4．主 催

西原小学校PTA

5．実施内容

（1）バザーの開催

学年及び団体等を出店母体とし、バザーを開催する。運営委員会をもって出店内容等を調整し、必要許認可を得た上で開催する。

（2）教育環境向上にかかる事業への支援

バザーの収益に応じ、予算を運営委員会で協議し、支出する。

6．教育環境向上にかかる事業への支援の要件

本基金においては、「教育環境向上にかかる事業への支援の要件」は、次の要件のいずれかを満たしているものとする。

（1）西原小学校・西原幼稚園を主体もしくは拠点とした活動であること。
（部活動や課外活動等を支援する）
（2）西原小学校・西原幼稚園の園児児童の活動であること
（園児児童の教育環境向上について直接支援する）
（3）その他目的に沿った事業かつ運営委員会の決議を得て認められた事業であること。

7．支援件数及び支援額

支援件数および支援額については、バザーの収益金額に応じ運営委員会を持って決める。目安として以下の配分とする。

- 収益金の 1/7 を幼稚園における教育環境の向上に関する活動
  図書購入等
- 収益金の 3/7 を小学校のおける教育環境の向上に関する活動
  図書購入、ノート配布、児童会活動等
- 収益金の 3/7 を部活動等の課外活動
  西原小学校を拠点として、西原小学校の児童を主体とした部活動を対象とし、各団体へ人数割りで拠出する

8．報告

支援事業の内訳については、翌年度総会において報告する。

9．その他

本要項の定めにない事項に関しては、運営委員会に諮り決議する。また、その決議事項については、翌年度総会において報告する。

西原町立西原幼稚園・西原小学校創立周年記念事業基金に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、西原町立西原幼稚園・小学校創立周年記念事業等の活動費に充てることを目的とする。

（活動費）

第２条　この創立周年記念事業に要する活動費は特別徴収（ＰＴＡ会費一人当たり月５０円）及びその他をもって充てる。

なお、徴収はＰＴＡ会費と同時にする。

ただし、創立周年記念事業まで特別会計で執行する。

附　　則　　この規程は平成１５年４月２５日より施行する。

西原小学校PTA表彰規程

第1条 （目的）
本規定は、PTAの振興、発展に貢献し、PTA活動に功績顕著な個人を表彰し,教育の向上に寄与することを目的とする。

第2条 （表彰基準）
被表彰は個人で、通算して役職を2年以上、もしくは4年以上専門委員等を務め、PTA振興・発展に貢献した者。または、その他表彰に値すると認められる業績、行為のあった者。
ただし、役職とは、会長、副会長、書記会計、監査委員、専門正副委員長、学年委員長、読み聞かせ代表とする。

第3条 （表彰方法）
表彰は会長並びに校長の連名で表彰状を贈り、ただし、被表彰者が、会員の資格を失っている場合は、表彰状にかえて感謝状を贈る。

第4条 （表彰の時期）
表彰は、本会においては、PTA総会にて行うものとし、他団体（組織）の被表彰者の推薦については、その団体（組織）より依頼をうけた時期とする。
ただし、本会においては、事情によっては、臨時にこれを行うことができる。

第5条 （被表彰者の決定）
被表彰者の決定は、表彰委員会推薦に基づき、運営委員会の承認を受けなければならない。
表彰委員会は、正副会長、顧問、書記会計及び各専門委員長、各学年委員長で構成する。
緊急を要する場合は三役に一任する。

第6条 （規程の改廃）
この規程の改廃は、運営委員会の議決を経て行い、定期総会に報告する。

附　則
この規定は、平成13年4月27日から施行する。
平成15年4月25日　一部改正（第2条）
平成19年5月　1日　一部改正（第2条）

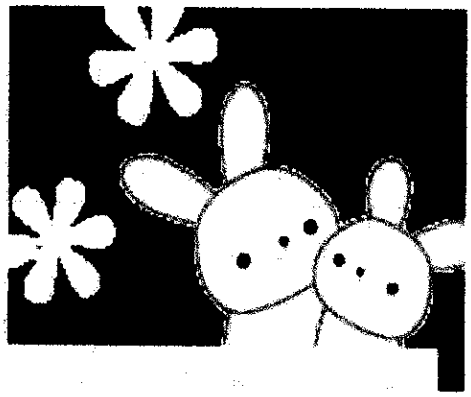

共に学び！

共に歩もう！

子どもの笑顔のために！